

日本データベース学会論文誌 著作権規定

平成 28 年 1 月 18 日制定

(目的)

第 1 条 この規定は、日本データベース学会（以下、本学会という）が編集、発行する日本データベース学会和文論文誌および英文論文誌（以下、総称して論文誌という）に関する著作権の取扱いについて取り決めることを目的とする。

(著作権の帰属)

第 2 条 本論文誌に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権は、本学会に最終原稿が投稿された時点から、原則として本学会に帰属する。

2 特別な事情により前項の原則が適用できない場合の著作権の取扱いについては、著作者と本学会との間で協議の上措置する。

(第三者への利用許諾)

第 3 条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会が必要と認めた場合については、それを許諾する。また、理事会の承認を経て、利用許諾に関する権限を外部機関に委託することができる。

2 前項の処置により第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会が受け入れ、学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第 4 条 著作者が、本論文誌に採録された自己の論文等を利用しようとする場合、著作者は本学会に事前に申し出を行い、本学会の指示に従うものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合には本学会への申し出を不要とする。

(1) 著作者が非営利目的で自己の論文等を他の著作物に複製利用する場合、もしくは Web サイトに掲載する場合。ただし、本論文誌に関する出典を明記することとする。

(2) 自己の元の論文等を 25%以上変更する場合。

(著作者の責任)

第 5 条 本論文誌に掲載された論文等の内容については、当該論文の著作者自身が一切の責任を負うものとする。

(著作権侵害)

第 6 条 本論文誌に掲載された論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

(規定の改廃)

第 7 条 本規定の改廃は、理事会の承認を得るものとする。